連載

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

第15講 特許発明の種類

第1 はじめに

特許法は、発明の種類(カテゴリー)毎に、「実施」について異なる定義規定を置いており(第2条3項)、特許権者の許諾なく、特許発明を実施することが特許権の侵害と解釈されているので(第68条、第100条)、特許権の侵害に該当するかどうかを判断するにあたっては、まず、発明の種類を正確に理解することが必要である。

特許発明は、大別して①物の発明(第2条3項1号)と方法の発明に分類されて、方法の発明は、②物を生産する方法の発明(第2条3項3号)と③その他の方法の発明¹(第2条3項1号)に分類される。

特許法は、発明の種類として上記の3種類の発明を置いているが、それ以上の定義が置かれていないので、これらの発明の種類をどのように区別するかが問題とされている。

第2 発明の種類の区別の仕方

発明の種類の区別の仕方に関しては、学説上、発明の実質を重視する説と特許請求の範囲の記載を重視する説に分かれている。

発明の実質を重視する説の論者は、「特許法第2条第3項第3号の『その方法により生産した物』を、『特定の目的に向けられた、互いに関連する一連の工程、操作等を遂行した結果、生成された或るもの』というように広義に解する余地があるであろうか。もしそのように解釈できるとすれば、燃焼方法にせよ、運転方法にせよ、その方法を遂行することにより『認識し得る一定の効果』を奏するものである以上、その効果自体が、『生成された或るもの』に該当するということになるが、第3号には『物』という用語を使用しているのみでなく、『使用し譲渡し云々』と規定しているように、その方法によって生産されたものは使用、販売等の対象となりうる物でなければならないから、燃焼方法、運転方法等が物を生産する方法に該当しないことは自ずから明らかあろう(発電方法等はどうであろうか)。生産方法とは、このようにその方法を遂行した結果生じた物が使用販売の対象となりうるものである、と解されるので、『布帛に防水性皮膜を形成させる方法』、『コンクリートの施工方法』、のように『特許請求の範囲』の表現が形式的に

¹ これを講学上、単純方法と呼んでいるので、以下、単純方法という。